

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第10回市民部会、議会・行政部会**

日時	平成 22 年 11 月 22 日(月) 19:00~21:00
場所	浦和コミュニティセンター第13会議室
参加者 ※敬称略	<p>〔委員〕計17名 【議会・行政部会】染谷 義一／歌川 光一／高橋 直郁／中田 了介 ／福島 康仁／堀越 栄子／湯浅 慶／渡辺 初江 【市民部会】中津原 努／古屋 さおり／伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫 ／栗原 保／小林 直太／富沢 賢治／細川 晴衣 (欠席者:【議会・行政部会】遠藤佳菜恵／三宅 雄彦【市民部会】吉川 はる奈)</p> <p>〔市長〕清水 勇人 〔事務局:さいたま市〕計10名 政策局長 野尻 房夫／政策企画部長 田邊 成弘／政策企画部参事企画調整課長 川島 雅典／企画調整課副参事 高根 哲也／企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係長 柿沼 浩二／総合振興計画係主査 松尾 真介／同係主査 大砂 武博／同係主査 島倉 晋弥／同係主任 高橋 格</p> <p>〔地域総合計画研究所〕計1名 細田 祥子 〔傍聴者〕なし</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1. 市長との意見交換 2. 両部会で情報交換</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>次第 席次 資料1 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」 資料2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方) 資料3 事前にお問い合わせした質問事項について</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1. 市長との意見交換

○清水勇人市長挨拶

- ・ 皆さん、こんばんは。こうした夜間にもかかわらず本当にたくさんお集まりいただき、意見交換をさせていただける機会をつくっていただき、本当にありがとうございます。
- ・ この検討委員会がスタートして早くも7カ月ということでもあります。大変中身の濃い議論がなされ、この間にも市民団体の皆さん、あるいは経済団体の皆さん、議会の議員さんとも意見交換の機会を持っていると伺っております。非常にいろいろな方々にお話を伺って検討を進めていることを、大変ありがたくうれしく思

っております。こうして皆さんにご議論いただいている自治基本条例がきつとすばらしいものになると、私自身も大変期待しているところであります。

- ・私自身も、いろいろな形で市民の皆さんとお話をさせていただいております。それはあとでお話しさせていただく場がありますので、あまり細かいことは申し上げませんが、こうした機会をつくっていただいたことに重ねてお礼を申し上げます。この自治基本条例をさいたま市の基本となる条例にしていきたいという思いがありますので、そういった位置付けの条例であることを前提として、皆さんといろいろな意見交換ができればと思っております。今日はよろしく願いいたします。

○清水市長

(1)自治基本条例の必要性等について

①さいたま市（市政）の課題について。

- ・私が1年半前の市長選に立候補した際、大きな問題と考えていたことは、大きな政令指定都市になったことで、身近にあると思っていた市政が遠く自分たちの声がなかなか届きにくくなってしまったという印象を、私自身が感じていたということである。
- ・政令指定都市は、市の権限に加え、県の権限が一部移譲されており、市民の皆さんの多くのニーズをよりスピーディに実現できる制度である。しかし、必ずしもそういった声が十分に反映されない。またスピーディな運営がなされていない。それが大きな問題意識の一つとしてあった。
- ・大きな考えのひとつは地域主権改革である。市民の民意に最も近い市町村で物事を決められること。特に、市民生活そのもののニーズに関わることは、できるだけ地方自治体で決めて政策が立案できる形がよい。そして、それを補完するために都道府県や国がそれぞれの役割を果たす。できるだけシンプルに、基本的には基礎自治体を中心となって物事が決定され、その施策がスピーディになされる。こういうあり方が必要と考える。
- ・では、基礎自治体が、それだけ市民の声を十分に把握しているのか。把握してもそれを踏まえて行政運営するための仕組みができてしているのか。あるいは、協働のための仕組みができてしているか。まだまだ十分できていない。これらをどうルール化していくのか。
- ・約5カ月前、私は、自治基本条例をテーマにしたタウンミーティングを10区で開催した。「市民の権利ばかり主張するような、おかしい条例ができてしまうのではないか」というような意見の方が多くいた。私は、「権利と義務、役割、責任は表裏一体である。これからの市民自治とは、この二つが表裏一体としてルール化されていくことが必要であり、そのために私自身は自治基本条例が必要だと考える」と述べた。市民が主体的にまちづくりや行政運営等に関わることの必要性が高まっていると考える。

②さいたま市が目指す姿（市政）、さいたま市における「市民自治」のあり方について。

- ・私は、市政運営にあたって「責任と共感（共汗）」という言葉掲げてきた。市民、事業者、行政、そしてもちろん議会それぞれがそれぞれの役割を担って、同

じ視点、同じ目線で共に考える。それを実行する。この過程でそれぞれが参画して自治がなされることが正しい公共の一つの方向性だろう。これを実現していきたい。

- ・ 少し簡単に言うと、日本一ボランティアが盛んに活動するまち、多くの人たちが市民協働に自分も参画をしていけるまち、こういったまちをつくっていきたい。大切なのは、市民、事業者、行政それぞれが絆・信頼関係で結ばれることだ。そのためには、明確な権利と義務を果たすことが前提になる。

③自治基本条例の必要性・目的・効果について。

- ・ これからの時代を考えると、高齢化、都市化とコミュニティの崩壊、財政状況の悪化といった問題が浮かぶ。私たちはもう一度、住民自治、市民が参画する自治のシステムをしっかりと構築する。そのためのルールをつくることが非常に求められている。
- ・ 財政難を理由と思われても困るが、前提条件として避けて通れない。本市の財政状況は、今までは政令市の中でもトップクラスだったが、来年は約 188 億円の赤字が出ると思われる。ここ 5 年間で約 1,070 億円の赤字である。それ以外に、20 年のスパンで見ると施設の老朽化などから 1 兆 5,000 億円の費用がかかる。もちろん、法定耐用年数で必ずしも全て改築、改修するということにはならないが、600 億円規模で行財政改革をしていかなければならない実態がある。
- ・ 一般会計予算が 4,290 億円であり、人件費を一律 10% カットしてもまだ追いつかない。当然、職員の人件費 10% カットというのはなかなか難しい。また、法定受託事務を 10% カットするというのもほぼ不可能である。すると、自治事務を 10% カットするしかなくなる。今やっている行政サービスが維持できなくなる。そういう時代をこれから迎えないといけない大きな危機感を持っている。では、行政と市民、事業者がどういった役割分担をして、協力をしていくのか。本当にしっかり考えなければならない。
- ・ 私は「しあわせ倍増プラン 2009」を打ち出した。一人ひとりが幸せを実感できるまちをつくりたい、これが私のマニフェストの大きな目標の一つである。「幸せ」とは、これまでは経済の豊かさが物差しの大きな一つだった。しかし現在では、必ずしもそうではなくなった。市民一人ひとりが幸せを実感するキーワードとして私が考えているのは「夢」である。この視点から生活の質を上げていく必要がある。
- ・ もう一つは「絆」である。一人ひとりが地域の中にいかに参画をしていくか、地域の中で自分の存在が明確であるということは、幸せの実感につながる。他人のために働いて評価を受けることは、大変ではあるがすごく幸せなことだ。このためにも、市民にいろいろな活動に参画してもらうことが重要である。
- ・ 今、私はノーマライゼーション条例をテーマにしてタウンミーティングを開催している。条例というのは、それができるとすべてがバラ色になるとか、一度にすべてが劇的に変わるというものではない。条例とはあくまで目指すべき方向性、ルール、取り決めだ。しかし、その条例を私たちがどう捉えるか、どう活用するか、条例にどう魂を入れていくか、ということが重要だ。この条例をつくるプロセス、あるいはつくった後の活用が、大変重要になってくる。一つは職員一人ひ

とりの意識改革、私自身にもつながるし、市民の皆さん一人ひとりの意識改革にもつながっていく。また、そうなってほしい。これが期待している効果である。

④自治基本条例と議会基本条例との関係について。

- ・自治基本条例の中に議会基本条例が包含されると考えている。自治基本条例の中に当然、議会の役割、責務などが規定され、それをより細かく規定したのが議会基本条例だろう。

⑤自治基本条例に期待することや、盛り込んでほしい内容について。

- ・権利も大切だが、合わせて役割、責務も重要であり、しっかり規定してほしい。そしてそれを実現するための仕組みも必要になる。例えば住民投票がその一つだ。私個人としては、住民投票については、常設型ではない方が望ましいと考えている。二元代表制は大変すばらしい制度だが、まれに機能不全になってしまうことが想定される。それをどう軌道修正をしていくか。もちろんリコールという制度もあるが、修正していくための制度もあったほうがいいのではないかと思う。
- ・それから、これはどのように規定するかという難しさがあるが、市民の組織として、法律では規定されていないが自治会がある。市政については非常に大きな、そして影響力のある、協力的な団体だ。例えば、自治会などの既存の組織の役割をどう規定していくのか、あるいは盛り込まないのか、これについても検討が必要と考える。

⑥自治基本条例の理念や協働を全庁的な動きとするための方策について。

- ・これから広報、PRを徹底的にしていかなければいけない。自治基本条例をつくるにあたって、これまでのさいたま市の条例で最も多くの市民が関わった条例にしたい。今、ノーマライゼーション条例づくりには「100人委員会」というものをつくり非常に活発に議論している。ただ一方で、「障害のある人もない人も共に暮らせる」と言いながら、どちらかという障害のない方々の参加度が低いという課題がある。この自治基本条例のつくられ方としても、できるだけより多くの方々に参画をしていただきたい。通常の条例を検討する期間としては2年間という長い期間だが、その時間をフルに使ってほしい。

(2)自治の担い手(市民、市長・職員、議会)について

①市長の役割・責務、あるべき姿について。

- ・二元代表制における行政のトップであり、市民の直接選挙で選ばれた責任を持っているので、市民の声をしっかりと聞いて、市民生活の向上、市の発展に向けて全力を挙げて取り組むという役割を持っている。また、行政を行う上で、しっかりとビジョンを明示し、説明責任をしっかりと果たすという役割がある。

②市民、行政(職員)、議会に期待すること(役割・責務等)や、望ましい関係について。

- ・議会との関係については、二元代表制に基づき行政は執行機関、議会は立法機関である。議会は、市政の大きな方向性について議論する、あるいは議会は議会として市民の声をしっかりと反映する役割があると思う。
- ・また、職員については、方向性、ビジョン、あるいは議会からのいろいろな声をしっかりと受け止めて執行していくべき。その際に市民と直接、対話をしながらサービスを提供する役割があるので、そこで感じたことなどを含めて、その後の

行政に反映していくことが必要だ。市民の視点をいつも忘れないことが必要だろう。

③自治の担い手として、自治基本条例に規定する市民（住民、事業者、通勤・通学者など）の範囲について。

- ・ 市民は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただ、住民投票ということになると、私自身はもう少し絞って規定することが必要だと思う。
- ・ **④自治の担い手を継続的に生み出し、育てる方法について。** いろいろな審議会、検討委員会など、公募市民の割合をずいぶん増やした。できるだけ市民の皆さんに積極的に参加してほしい。
- ・ 関連して、「行政情報の見える化」を始めており、情報公開日本一を目指して模索しているところである。
- ・ また、ボランティア、市や区の行政、あるいはいろいろな事業に参画したい市民が潜在的には多いと思う。そういった市民が参画しやすい仕組みをつくっていくことが必要だ。そこで今、実験的に「ボランティアポイント制度」を来年度から検討している。

(3)区政、地域コミュニティについて

①区政の課題と、目指す方向性について。

- ・ 現在、「区役所のあり方検討委員会」を並行して開催しているが、私は、区役所は政令指定都市の中で大変重要な役割を担っていると思っている。やはり市民に最も身近な役所の機関が区役所であり、最前線基地として、区のあり方、窓口業務、行政サービスの範囲を議論しているところである。区役所にもう少し権限と予算をおろすべき業務と、逆に、効率化、集約化したほうがいい業務もあり、その見直しを行っている。
- ・ また、区全体としてサービスを平準化すべきものがある一方で、区の特徴を出すべき分野もある。これについては、市民と協働していく中で、あるいは議論する中で、区の権限を増やしていく必要があるのではないかな。

②地域コミュニティの課題と、目指す方向性について。

- ・ 今年の夏、高齢者の所在不明問題が全国的にニュースになった。本市には100歳以上の方が261人いるが、全員元気ということが確認できた。ただ、これから、この問題はより深刻化するだろう。核家族化、都市化が進み、コミュニティや家族のあり方が大きく変化している時だからこそ、地域コミュニティの再生が大変重要である。私のマニフェストの中でも、「防災ボランティアコーディネーター」など地域で解決できる仕組みを投げかけている。もちろんすぐにうまく機能する制度もあるし、年月をかけて構築していく制度もあるが、この積み重ねの中でコミュニティを再生していきたい。

○渡邊委員

- ・ 市長と直接対話できるのはめったにないことで、ありがたいことだと思う。
- ・ 財政について、「局長が行う局長マネジメント予算方式」を導入する計画となっているが、二元代表制の中で議会が予算を決定することとの関係はどうなるのだ

ろうか。これに限らず、新しい方式を一つ生み出すというのはすごく大変なことだと思うが、こういう新しい方法を始める際の障害等があれば聞きたい。

○清水市長

- ・ 「局長マネジメント予算方式」に限らず、行財政改革の各論に入ると、議会ではかなり議論が必要になる。これまでもいろいろな施策を変えていくところで、議会と議論をして、理解され可決されたこともあるし、否決をされた経験もある。
- ・ そういうプロセスが二元代表制の重要な要素であり、それはあっていいと思っている。ただ、どこかで歩み寄ったり、理解を求めていかなければいけない。この時、妥協するのはある意味では簡単だ。改革とは、今までと違うやり方をすること。今までどおりやって予算もそのままつけると決断するのは簡単なことだ。しかしそれでは問題が解決しない。私たちは、理解をしてもらうために最善の努力をしている。もう一方で市民に理解してもらうプロセスも伴わないと、おそらく議会の理解も得られず、十分な議論になっていかないだろう。
- ・ 二元代表制には一つの難しさがある。行政側は比較的全体を見る。これはいい面と悪い面があって、少数派の意見が十分反映されてこないデメリットがある。一方で、議会とは、各区選出であり地域の代表として来られるケースが多く、どうしてもやはり議論がかみ合わない場面も出てくる。これについては、まさに自治基本条例などの中に、お互いの理解が深まっていくような仕組みがあってもいいのではないか。
- ・ 要するに、二元代表制を基本とし、それだけでは必ずしもうまくいかない場면을補完する仕組みや役割が、この自治基本条例の中に少し盛り込めるのではないかと考えている。

○歌川委員

- ・ 事前にお問い合わせした質問事項（3）について、もう少し具体的に聞きたい。区長、区職員に求められる役割とは特にどんなことが挙げられるか。
- ・ また、区よりもう一段階サイズを落とした、小さいコミュニティの役割が重要になってくる。公民館、コミュニティセンター、もしくは学校でもいいが、具体的にどのようなものをイメージしているか聞きたい。

○清水市長

- ・ 「区長の提案制度」を実施し新聞に掲載された。区の提案は、市民の声を十分反映したものだ。私自身は、区のオリジナリティを生かした、区の独自性を出す予算提案をしてほしいという思いが強くあった。しかし、どちらかという一般のサービスの、その区だけでやるというより、もう少し広い範囲でやったほうがいいという視点、あるいは通常予算の中で出したほうがいいのではと思うような提案もあった。つまり、区の独自性を出す企画力が必要ではないのか。そのための能力を高める研修、人材が必要になる。
- ・ 区より小さなコミュニティについては、例えば他の自治体では、学校区ごとに予算の総額を決めて、住民にその配分を決めさせるという取り組みが見られる。
- ・ 本市の場合は、自治会がかなり多くの役割を果たしているし、行政に対して協力的に対応していただいている。ただ、組織率が低下しており、自治会だけではない、補完的なコミュニティを創造することが必要ではないか。例えば、学校を中心として自治会、PTA、ボランティア団体も加わって、コミュニティが形成さ

れる。そういう機能を増やし、高めていくことが必要である。しかし実際にその仕組みを動かすには、いくつかのプロセスを踏む必要はある。

○高橋委員

- ・ 市長の基本的な考えを聞き、今後、議論を進めていく上で大変参考になった。
- ・ この自治基本条例をさいたま市に設けたいと考えた瞬間はいつで、その直前に何があったのかを教えてください。

○清水市長

- ・ 市長選の際に、マニフェストに自治基本条例を入れた。その前に、県会議員をやっていた際、「防犯のまちづくり推進条例」を提案したことがある。当時、埼玉県は、人口割の警察官の人数がワースト1、警察官一人当たりの負担で言うと犯罪の件数ワースト1、110番受理件数ワースト1、さらに検挙率もワースト1という状況で、犯罪が減るということは考えられなかった。少なくとも、私が当選したときの5カ年計画は、犯罪の伸び率を減少させるというものだった。これを何とかしたいという思いがあって、埼玉県防犯のまちづくり推進条例をつくった。ポイントの一つは、推進会議をつくったことで、それまでは、防犯に関しては交番連絡会や防犯協会などの警察関連の団体が中心になっていたが、もっと広げて、自治会、PTA、青少年団体、あるいは老人会など、とにかく多くの団体でスタートした。
- ・ 犯罪の多さという社会問題に対して、条例がきっかけとなり、市民が動き出したことが最も大きな力となり、当時、埼玉県全体で515だった自主防犯のグループが、今は5,000を超えている。東京都を抜いて埼玉県が第1位である。防犯の活動というのは、地域に関心を持つということだ。条例をつくったことの意味を県民から教えてもらった。次に、防犯という形で地域に関心を持ち始めた県民、市民の人たちを、次のステップに持っていくことができないかという思いがあった。自治基本条例が、さらに市民の皆さんが動き出す大きなきっかけになってくれるのではないかと考えた。もちろん、条例だけではなく併せていろいろな仕組みも提案している。
- ・ 私のマニフェストは、新聞記者に言わせるとお金のかからないマニフェストということである。「土曜チャレンジスクール」の予算額は787万円である。少ないと思われるかもしれないが、これは、さいたま市の命運がかかった事業だ。土曜チャレンジスクールは市民との協働の一つの仕組みであり、きっかけづくりだ。こういったきっかけとなる事業をたくさん作り、市全体のルールとして根幹となる条例をつくっていくことによって、市民が動き出すきっかけをつくりたい。

○中津原副委員長

- ・ 「協働」が自治基本条例の重要な要素の一つだと考えている。市長のマニフェストに「協働」という言葉があるが、何となく、行政から投げかけている感じがする。市民から持ちかけた協働について、行政が応える、というものはなかなかない。そうでないと新しい課題に取り組むことはできない。単に行政の都合で協働しているというのではだめである。いくら市民がやろうといっても、行政が「そんなことは知らない。そんな暇はない」と言ってしまうと、協働は成り立たない。市長も議会も市民が選んでいるが、職員は選んだ者ではなく、市民と職員の関係が不明確なままに、すれ違っているというような状況だ。協働の積極的な促進に

ついても、市長が職員を動かす、ということがないと進んでいけないのではないか。つまり、職員が積極的に市民との協働に取り組むようにするための、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

○清水市長

- ・ おっしゃるとおり。協働を浸透させるには、私自身のリーダーシップと、もう一つ、仕組みをつくらなければならない。そのため、「新しい公共ワーキングチーム」を立ち上げた。今後、どのような組織に変えていくかというのは課題ではあるが、市民からの提案をどう受け止めるかを検討している。職員の側も、市民との協働に慣れている部署とそうでない部署がある。私は「職員との車座集会」を50回ほど実施した。その中でいろいろ伝えてきた。予算編成の査定では、市民との協働が一つのチェック項目となっている。もちろんできるものとできないものがあるが、このチェック項目を私自身が判断することとしている。
- ・ 協働推進のための市長のリーダーシップと仕組み、いずれも自治基本条例の重要なテーマである。

○中津原副委員長

- ・ 先ほどの話の中で、「職員が市民の視点を忘れがちになってしまう」というようなことがあったが、それはやはりあってはならないことである。
- ・ 自治基本条例の中にどこまで具体的に書いていくのかまだ分からないが、単に「協働がいいですよ、協働しましょう」と書いただけでは意味がない。それに基づいて実際の仕組みが動き出すようにしたい。そのためにも、市長のリーダーシップが必要だ。例えば、市民と積極的に協働して成果を上げた職員はどんどん昇進するとか、そういうことになっていかないといけない。

○清水市長

- ・ そういう意味では、一つの取り組みとして、本庁と区役所の人事交流を行っている。今までは区役所に行くと、左遷されたようなイメージを持つ職員が多かった。しかし、そうではない。区役所で市民の声をダイレクトに聞く、肌でいろいろなことを感じるのは大切なことだ。区役所と本庁を行ったり来たりするような人事を行っていく必要がある。区役所にいた職員が次は本庁に来て、いろいろ政策を立案してほしい。逆に、今まで本庁にいた人が区役所へ行って、自分たちがつくった政策がどうなのか、自分たちが管理してきたこと、やってきたいろいろなことが、区役所でどう実施されているのか、あるいは市民の人たちがどう感じているのかを知ってもらおう。これを繰り返していくことで、市民の目線や感覚を持ち続けられると考えている。

○堀越委員

- ・ 市民団体は、子育てや障害者などの課題に関心が高く、自治会は防犯・防災や下水道など地域密着の課題に取り組むなど、得意分野が異なる。お互いにまだよく知らない状況にあるが、これからは互いを地域で結びつけるようなことが必要なのではないか。例えば、防災について、さいたまNPOセンターが秋のイベントで、地域に住んでいる障害を持った方や外国人の方にアンケートを取って、災害が起きたときにどんなことが不安かということを知り、結果を地縁団体に伝えたところ、そういった情報はとても喜ばれた。得意分野を持ち寄りながら、行政と市民団体の協働だけではなく、市民団体と市民団体の協働が地域では大事だ。

- ・ それから、「ボランティアのポイント制度」に関連して、ボランティアは個人の活動であり、自治会や市民団体など受け止める団体がないと活動が継続しないし、活動の場（拠点）も必要になる。3年前に携わったさいたま市コミュニティ関連施設のあり方に関する検討委員会の提言では、誰もが参加できる自治の拠点、身近な自治の拠点として、公民館とコミュニティ施設を位置づけているが、先日、ある指定管理者の募集を見たら、これらの機能が条件として入っていたので感激した。そういう拠点に誰もが参加できるという、開かれた新しい公共が必要だ。だから、そういう具体的な場、団体、仕組みを、これから考えていく必要があると思う。
- ・ 蛇足だが、市長のマニフェストの影響力は大きいと驚いている。職員みんながそちらを向いて仕事をしている。今まで市民参加が得意でなかった職員も、市長が言えばそれをやるわけである。でも、消化不良でやっているとも思う。ここに、マニフェストには良い面と悪い面があると思う。マニフェストを実行することは大事だが、現状の成熟度に合わせた丁寧なやり方が必要ではないか。どうしていきなりボランティアポイント制度が出てきたのか、と感じている。これまでのプロセスを踏まえた丁寧なやり方で、この検討にも市民の声を聞き、行政の人だけでやってほしくないと思っている。

○清水市長

- ・ ボランティアポイント制度は、全部に広げるということではなくて、実験的にいくつかの分野でやってみて、それをどのように広げられるかを検討している。特に今、団塊の世代が地域に帰って来るよいタイミングなので、ここを逃してしまうと難しい。私たちが地域の皆さんにいろいろなことをお願いするときには、自治会の皆さんに頼ってしまうところがあるので、もう少し市民活動の担い手の幅を広げていく必要がある。そのためには、その入口と、継続する仕組みをつくらなければいけない。そこで一つ実験的なものとして、ボランティアポイント制度のようなものがあるのではないかと、検討を始めている段階である。

○堀越委員

- ・ 今までのさいたま市のコミュニティ施策についてはビジョンがないと思う。市民活動の支援について条例があるが、うまく進んでいない部分もある。協働の観点からも、ビジョンづくりを市民と行政がお互いに話しながら進めてほしい。

○清水市長

- ・ 参考にする。

○小林委員

- ・ 今日直接市長の思いを聞いて、すごく有意義な時間を過ごせている。
- ・ 権利と義務については、非常に重要な内容であり、市長の考える義務について、何かちょっと具体的なイメージがあればお聞きしたい。
- ・ 今、条例文の具体的な案を作っているが、権利が先で、次が義務になっている。個人的には、やるべきことをやってから、いろいろなものを主張すべきではないかと思っている。

○清水市長

- ・ 具体的な条文については、申し上げられないが、私も基本的には小林さんと近い感覚を持っている。市長への手紙、タウンミーティングなどを通じて、いろいろ

なご意見、提案、提言が寄せられるが、権利を主張する面が強いと感じている。税金を払うことには大変大きな意味があるが、税金を払うだけではなく、地域に住む住民の一人として基本的な責務がたくさんある。

- 行政は市民から委託されて、市民の税金をお預かりして、効率的にそれを執行していく機関に過ぎないと思っている。しかし、それだけに偏ってしまうと、やはりバランスを欠く。というのは、行政がすべての権利を保証して100%実現することは不可能だ。予算は限られている。何かをやるには何かを諦めないとならない。しかし、諦めるだけではサービスが維持されない、あるいは権利が全うできない。それをどのように、行政以外のサブシステムがフォローアップしていくか。そこに住み、生活をして、生きていくには、この役割が不可欠だと思う。今までの日本には、隣近所で助け合うサブシステムがあった。しかし、だんだんコミュニティが崩壊していき、家族形態が核家族化するという変化の中で、そのサブシステムがなくなってしまっている。その部分までを行政がやらざるを得なくなってきているという状況がある。本当にそこまで行政が踏み込んでいいのか。また、財政や組織を肥大化させていいのか。
- やはり権利と義務というものを併せ持つことによって、バランスがしっかり取れるのではないか。「自助・共助・公助」ということをよく言う。まず基本は、自分の足で立つ。しかし、それができない場合は周りが支える、この機能がコミュニティだ。それでもできないときは行政がやる。その自助・共助・公助のバランスのどこかが崩れてしまうと、よいまちになっていかない。
- 行政はあくまでも市民から税金をお預かりして、より効率的に効果的に運営をしていく機関であって、すべてを網羅する機関ではない。必要な権利を全うするためには、お互いが尊重し合い、お互いが助け合うというサブシステムを前提として持つ必要がある。

○内田委員

- 財政問題に関心を持っている。さいたま市の財政状況も大変厳しいが、市の財政を立て直すために、住民に何を期待するか。私は、この状況だからこそ、本当の「参加」というものが起こると考えている。今までは行政にほとんどすべて、おんぶに抱っこでやってきた。これからは、住民に分権して決定権を委ねることが非常に大事だと思う。税収がどんどん増えていた時代とは根本的に違う。国が何をしてくれるのか待っているのではなく、国に何をしてあげられるのかを考えるべきだ。

○清水市長

- 全く同じ意見である。市民には、行政に何をしてほしいということではなくて、自分たちは何ができるかを提案してほしい。
- 例えば児童虐待の問題を見ても、今まで、家庭の中に行政が入るということはない。しかし、そこまで行政が踏み込んでいって対策をしなければならぬ時代になってきた。とにかく時代、家族、コミュニティが変化している中で、行政としてやらなければいけないことが幅広くなっている。これは、お金がたくさんあればできる。しかし、これから歳入は間違いなく減っていく。今年は73億円の減収である。来年もおそらくそれに近いことになるだろう。この状況の中、さい

たま市は、去年、114億円の予算削減をした。どうやったら時代と共に不必要になった事業を省いていけるかを考えなければならない。

- ・ もう一つは、100万円で今までやっていたことを50万円、10万円で同じ効果を上げる工夫をする必要がある。生産性の高い行政運営を行わなければならない。
- ・ さらにもう一つ、行政サービスを維持していくためには、行政だけでは限界がある。行政の最大の役割はセーフティネットの整備である。その上で、市民、事業者の皆さんには、やれることをやってもらう。そのためには、行政側も市民と協働するというスタンスをまず持たなければならない。いかに私たちはこの厳しい環境の中でまちづくりをやっていくのか。そのためには役割分担をしなければならない。
- ・ このとき、権利もあるけれども責任、義務、役割もある。それを市民の皆さんにも理解してもらって、ルール化していくことが求められている。そして本当の意味で日本に市民自治や住民自治が根付くかが掛かっている、大変重要なターニングポイントと考える。

○中津原副委員長

- ・ でも、財政逼迫だから市民参加を促せというのはおかしいのではないかと。本当に市民のためにやるものと考えて、選び取るために、市民に参加してもらってやる、ということはある。ただお金がなくなったからその分を市民に代わってやってもらいましょうという発想は違う。

○清水市長

- ・ もちろん、それだけではないが、要素の一つではある。
- ・ 行政に限らず、企業やいろいろな組織でも同様だろう。予算が限られている中で、どのように自分たちがやりたいことをやるかといったら、やはり自分たちが何をするかだ。
- ・ 行政は、税金をできるだけ効率的に効果的に、いろいろな人が幸せになることを実現するために仕事をしている。これは行政だけではなくて、会社にしてもNPOにしても全く一緒と思う。

○伊藤委員

- ・ 私は自治会の活動をやっているが、行政が、住宅の確認申請をする段階で、地域の自治会への加入を促進してもらいたい。これによってゴミの問題その他諸々、活動が進みやすくなる。
- ・ また、教育委員会と連携して、小中学生に法規の大切さ、ルールの大切さをきちんと教えてほしい。
- ・ 地域活動の中で現実に問題になっているのが独居老人である。孤独死、引きこもり、うつ病等の問題が既に出てきている。ここですべて自治会が担うとすると労力が非常にかかる。何でもかんでも依頼し過ぎないでほしい。

○清水市長

- ・ 自治会への加入促進については、自治会加入が義務化されていないため、私たちは促すことしかできないが全面的に協力してやっていきたい。
- ・ 規範、ルールの大切さについてはそのとおりである。

○湯浅委員

- ・ コミュニティ再編の課題については、地域で地域の課題を解決できるシステムの構築の必要性を自治基本条例の中に入れるべきだという意を強くした。
- ・ 地方分権一括法以降、いろいろな仕事自治体におりてきたが、かつて国の責任の下で行われてきたときより、不満足な状態になっていると思うことがいくつかある。例えば、生活保護制度は、国の基準では80世帯につき1人のケースワーカーが配置されるが、それが今かなりあいまいになってきている。市長の意見では、ボランティアで何とか解決する方策はないか、という言い方だったが、本当に市民が担えるのか再度確認したい。

○清水市長

- ・ 生活保護については、本市だけでなく全国的に、職員1人につき100世帯を超えている状況で、想像している以上に生活保護世帯が増えている。また、本来、生活保護を受けないように食い止められるところを食い止められていない問題もある。これらを含めて対応していくためには、やはり地域の皆さんの力が必要と考える。もちろん行政として仕組みをつくっていかなければならない。

○細川委員

- ・ 住民投票の投票権者に、未成年者もしくは外国人を含めるかどうか。法律の規定をベースに考えているということだが、具体的に聞きたい。

○清水市長

- ・ 私個人としては、現状としては20歳以上を対象とし、外国人に対して、住民投票の投票権を与えるべきではないと思っている。

○細川委員

- ・ 地域とどんなに緊密な関係を持つ永住者等であってもか。

○清水市長

- ・ 同様である。国のほうで、地方参政権が正式に法案が通って認められればいいと思うが、現状としては、地方であっても国の政治にかなりリンクしている部分があるので、そこは慎重に考えていく必要があると思っている。

○高橋委員

- ・ 先ほど「夢」という言葉を出された。「夢」というのは大変いい言葉である。実は資料の「条例のコンセプト」の第一原案のときに「夢」という言葉があったが、市民の夢をこの基本条例で実現するなんていうことはできっこないということで削除した経緯がある。市長の言う「夢」の意味合いをお聞きしたい。

○清水市長

- ・ 夢というのは、人間の生きる力だと思う。どのようにしたい、どのようにになりたい、どういうまちにしたい、という思いをみんな持っているはず。夢に向かってみんなが努力することが幸せを実感する一つの大きな要素だと思っている。私自身は、これをキーワードにしたいし、夢をかなえる力を高めるまちをつくりたい。

○染谷委員

- ・ 短い時間でしたが、多々ご意見をいただき、ありがとうございました。

○歌川委員

- ・ 本日は、貴重な機会を与えていただきありがとうございました。

- ・ 私は、この検討委員会の広報チームに関わっているが、読みやすい文章で、なおかつ、正確に伝えることに苦心している。普段、職員も非常にジレンマを抱えてやっているのだと感じている。
- ・ ただ、今日の意見交換を通じて、市長から市民の義務や自治会等の既存の組織の位置づけ、そして、少しでも多くの市民が関わる条例にすべき、ということ聞き、とても心強く感じた。この条例を通すことに関して市長のご尽力はもちろん必要だが、私たちもそれに負けないぐらい研鑽を積んで検討していきたい。

○清水市長

- ・ 来年で、さいたま市 10 周年になるため、10 周年記念事業がいろいろと企画されている。あまりお金をかけない、というのが基本コンセプトだが、テーマを「これまでの 10 年、これからの 100 年」とした。これにあたっては、職員全員参加で、いろいろな事業に参画してほしい。職員一人ひとりが、これからどのようなさいたま市にしたいか考えてほしい。そのために市役所がどうならなければいけないのか、一人ひとりがどういう役割を果たしていくのか、それを考える機会にしてほしい。
- ・ 市民の皆さんも、できるだけ参画していただき、これからのさいたま市をどうしていくのか、「夢」やビジョンを共有したい。短期的には課題も多いが、将来はこういう形にするんだという思いが一つになれば、きっと力がわいてくるはずである。

(意見交換終了。市長退席)

2. 両部会で情報交換

○福島委員長

- ・ 引き続き、現在の進捗状況の情報交換を行う。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 市民部会では、2 人ずつ 5 グループに分かれて検討シートを作成している。各テーマを 3 回ずつ程度検討してから、議会・行政部会とすり合わせを行いたい。
- ・ 議会・行政部会の検討シートについても、共通テーマについては見たが、両部会ですり合わせるのに苦心しないか心配している。

○福島委員長

- ・ 視点など根本的に違いがあるか。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 書き方、項目の立て方などがずいぶん違う。

○福島委員長

- ・ では、すり合わせのときに修正をすることになるだろう。

○歌川副部会長(議会・行政部会)

- ・ 以前の報告と大筋では変わっていない。スケジュールについて、当初、12 月 13 日にまでにまとめるという仮の目標を立てていたが、少し遅れており、年内いっばいはかかりそうである。
- ・ 2 人ずつ 4 グループで検討シートを作成している。
- ・ 市民部会による意見交換の会議録がそれほど参照できていない状況なので、それができると助かる。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 市民活動推進委員会との会議録はまだ出来ていないのか。

○事務局

- ・ まだである。

○伊藤委員

- ・ 議会との意見交換は、議員には話してあるか。

○中津原部会長(市民部会)

- ・ 先週、正・副議長と議会改革推進特別委員会の正・副議長の4人で意見交換を行った。すべての議員に参加を呼びかけたわけではない。

○福島委員長

- ・ この意見交換のスタンスは、議会基本条例を軸とした。どの時点で全員に周知するかというのは難しい問題だ。

○事務局

- ・ 議会との意見交換について、確かに、議員は知らない議員もいるかもしれないが、代表である議長に意見交換のテーマを伝え、取りまとめを依頼をした。
- ・ 市民部会で自治会連合会との意見交換を12月8日(水)10時から12時、大宮区役所で行うので、参加を希望する方は申し出てほしい。
- ・ また、これまで運営委員会で3月のフォーラムについて検討していた。取り急ぎ会場を押さえた。3月19日(土)午後、生涯学習総合センターの多目的ホール、26日(土)午後、浦和コミュニティセンター第15集会室である。
- ・ 広報紙第2号を配布している。また自治会連合会を通じて回覧をお願いしている。第3号も作成を始めるのでまたご協力頂きたい。

閉会 次回 平成22年11月29日(月)